

## 吸収合併公告

2020年1月20日

債権者及び株主 各位

東京都品川区大崎一丁目11番2号  
株式会社ローソン  
代表取締役 竹増 貞信

鳥取県米子市加茂町二丁目141番地  
株式会社ローソン山陰  
代表取締役 牧野 直樹

株式会社ローソン（本店所在地：東京都品川区大崎一丁目11番2号 以下「ローソン」といいます。）と株式会社ローソン山陰（本店所在地：鳥取県米子市加茂町二丁目141番地 以下「ローソン山陰」といいます。）は、2020年3月1日（日）を効力発生日として、ローソンを吸収合併存続会社、ローソン山陰を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしましたので、公告いたします。

この吸収合併により、ローソンはローソン山陰の権利義務全部を承継して存続し、ローソン山陰は解散することにいたします。

なお、ローソンは会社法第796条第2項に基づき、ローソン山陰は会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収合併を行うものです。

また、ローソンは、ローソン山陰の全株式を所有していますので、この吸収合併によるローソンの新株式の発行及び資本金の額の増加は致しません。

### 記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この吸収合併に反対のローソンの株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりお申し出ください。
2. この吸収合併に対し異議のあるローソン及びローソン山陰の債権者は、本公告掲載の日の翌日から1箇月以内にその旨をお申し出ください。
3. ローソン及びローソン山陰の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

ローソンの貸借対照表の要旨

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

ローソン山陰の貸借対照表の要旨

掲載紙 : 官報

掲載の日付 : 2019年5月27日

掲載頁 : 77頁（号外第19号）

以上